

福岡県公報

令和四年十月七日
第三百三十八号
増刊
①

目次

規則(第三十四号)

○福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則 (総合政策課) ……………一

規則

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十四号

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則

福岡県総合計画審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十一人」を「四十四人」に改める。

第四条第一項第一号中「三十人」を「三十三人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。